

第 1 回京都市文化財普及活用施設指定管理者選定委員会（摘録）

1 開催日時

令和 4 年 7 月 2 8 日（木）午後 2 時から午後 3 時 5 0 分まで

2 会場

京都市役所 本庁舎 1 階第 3 会議室

3 出席者

委員：石田潤一郎、杉原和雄、高木良枝、竹口尚樹

4 欠席者

委員：赤川京子

4 傍聴者

3 名

1 委員長及び副委員長の選出について

委員長に杉原委員、副委員長に石田委員が選出される。

2 指定管理者の選定方法について

公募により指定管理者を選定することが原則であるため、所管 5 施設全てを公募すること、また募集単位について、施設の規模や管理運営の効率性等を考慮し、無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅を 2 件一括、その他の施設は単独で募集することを決定した。

3 募集要項及び選定基準について

【主な議論】

< 委員 >

今回の募集に関する異議ではないが、指定期間について、なぜ 4 年とするのか。指定期間が 4 年では、すぐに更新時期が到来するように感じる。

< 事務局 >

本市では、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」において、全市的な取扱いとして、サービスの継続性の確保や計画的な管理運営等のため、指定期間の最長期間を 4 年としている。

< 委 員 >

指定管理者からの提案について、自主事業が肝心なところになってくると思うが、各施設の自主事業の収支を見ると、ほとんど利益は出ていない。支出のうち人件費が大きく占めるのか。例えば、倍の収入を目指しても、倍の支出が掛かるのでは意味がないと思う。

< 事務局 >

令和2年度以降は、コロナ禍ということもあり、自主事業の収支についても、一層厳しくなっている。

御指摘のとおり、主な支出として人件費が占めているが、イベントや事業を実施しても参加者が集まらないなどが原因で収入が得られず、黒字になっていない状況である。

< 委 員 >

コロナ禍前でも、収入と支出のバランスは変わらないのではないか。

どこの施設においてもそうだが、文化財で利益を出すことの大変さは実感している。そのため、どのようなイメージで自主事業を検討したら良いのかが悩ましいと思った。

< 事務局 >

オンラインや先端技術などを活用した取組が進んでいるため、民間の活力や技術を活かした御提案をいただき、収支改善に向けて取り組んでいただきたいと考えている。

< 委 員 >

現状のような収支の数字で、取り組んでいっていただくイメージなのか。

< 事務局 >

指定管理業務の収支も厳しく、どうしても入場者数が伸びない現状であるため、自主事業で何とか利益を出していければ良いかと考えている。

応募団体の提案内容の一つであり、自主事業で利益を出すのは厳しいとする提案もあれば、利益を出すことを可能とする提案もあると考えている。例えば、イベントなどによって文化財に興味がない方にも来場していただき、ファンになっていただき、リピーターになってもらうという戦略の提案もあるかと思う。色々な提案の仕方があると思う。

本市としては、施設を活用していく必要があるため、枠組みを設定したうえで、民間の色々な戦略、考え方を御提案いただくことを期待している。

< 委 員 >

社会の状況等はあると思うが、明確な数値目標は設定せず、面白い提案を求めるといったことか。

< 事務局 >

そのとおりである。文化財の新たな価値を知っていただくようなアイデアがあれば良いと思っている。ただ、市の施設であるため、過度に収益性を追求することは望ましくないと考えている。

また、市の施設の取組事例は、民間管理の文化財に対して、アイデアの発信にもなると思う。

必ずしも具体的な数値目標を求めるものではないが、収支計画は、応募団体の活動を判断する際の一定の基準にはなるかと思う。

< 委 員 >

今回、新たに自主事業を促進することになるが、プレッシャーになり過ぎず、自由なアイデアを募集し、提案が出てくれば良いと思う。

< 事務局 >

本市としても、同様に期待している。ただ、文化財を管理することが第一の目的であることは申し上げておきたい。

< 委 員 >

自主事業に係る損益の議論は、アイデアの提案や実施可能な範囲での収益性の確保の検討という応募団体によるところであると思うが、京都市としては、指定管理者が自主事業を実施することによって、付加価値的に地域・エリアが活性化することを期待しているのか。

< 事務局 >

期待している。自主事業の効果は収益だけではないと考えている。

< 委 員 >

考古資料館は建物自体が登録文化財であり、貴賓室は内装が保存展示されている。業務仕様書の中の管理運営の基本的な考え方の項目には、展示施設としての記載はあるが、登録文化財に係る見学や観覧等に関する記載も加えてほしい。

< 事務局 >

御指摘を踏まえて、検討させていただく。

< 委 員 >

前述したが、指定期間4年は短いと思う。指定期間4年では、京都市側も、事業者側も事務負担が大きく、また、指定期間が長い方が、自主事業等の検討の幅が広がるため、将来検討してほしい。今回は指定期間4年で承知した。

< 事務局 >

本市では、多くの事業者に機会を与えるという趣旨で、指定期間は最長4年にするという本市全体のルールがあり、今回は最長の4年とさせていただいたが、頂戴した御意見は、庁内でしっかり共有のうえ、今後に向けて検討させていただく。

以上